

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：愛知県
農業委員会名：新城市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	2,964
自給的農家数	1,452
販売農家数	1,512
主業農家数	162
準主業農家数	278
副業的農家数	1,072

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,211
女性	1,130
40代以下	161

※ 農林業センサス(2015)に基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	93
基本構想水準到達者	2
認定新規就農者	21
農業参入法人	19
集落営農経営	1
特定農業団体	1
集落営農組織	0

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	1,590	1,170	-	-	-	2,750
経営耕地面積	1,096	481	-	-	-	1,577
遊休農地面積	306	408	-	-	-	713
農地台帳面積	1,864	1,597	-	-	-	3,461

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサス(2015)に基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者							
女性							
40代以下							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 10月 29日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	12	12
認定農業者	—	2
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	3
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	17	17	11

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,750 ha	405 ha	14.7 %
課 題	• 農業従事者の減少や高齢化等により優良農地までもが耕作放棄地化し、また、相続等により農地の所有者が分散することも、農地の確保や有効利用を図る上での課題となっている。 • 獣害により遊休農地化した農地については、利用集積の対象となりにくい。 • 中山間地域であるため条件不利地が多く、集積化・集約化が進みづらい。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 435 ha (うち新規集積面積 30 ha) 過去五年の平均値を集積目標面積としている。
活動計画	• 10月～11月に意向調査をし農地中間管理機構への貸付を行う。 • 農業委員会だよりやリーフレットを活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を図る。 • 市農業振興対策室や農林業公社しんしろ等との連携により情報の一元化を図り、利用権設定等を進める(随時)。 • 人・農地プランを活用し、集落座談会等を開催することにより制度を周知する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30 年度新規参入者数	元 年度新規参入者数	2 年度新規参入者数
	15 経営体	8 経営体	15 絏営体
30 年度新規参入者 が取得した農地面積	元 年度新規参入者 が取得した農地面積	2 年度新規参入者 が取得した農地面積	
6.8 ha	3.2 ha	6.3 ha	
課 題	農業塾など市独自の就農制度を継続的に実施及び周知していく必要がある。また、就農相談会等の機会により新規就農者の掘り起こしをする必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	8 経営体	参入目標面積	4 ha
活動計画	「新・農業人フェア」等の就農相談会を開催、あるいは同様のイベントに参加することにより、新規就農者の掘り起こしに努める。また、新規就農等を促進するためのホームページ「アグリチャレンジ新城」を活用するなどして情報発信をしていく。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,750 ha	遊休農地面積(B) 48 ha	割合(B/A×100) 1.7 %
課 題	農地の利用状況調査の効率的な実施と所有者への指導及び意向調査が必要である。また、再生困難な農地に対しての非農地判断が必要な状況である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 10 ha 目標設定の考え方: 所有者に対し意向調査をし、農地中間管理事業を活用しつつ担い手へ貸し付ける。また、調査によって再生可能と判断した農地の1割以上の解消を目標とする。再生困難な農地については、非農地判断を進める。		
	調査員数(実数) 36 人 調査実施時期 9月～10月 調査結果取りまとめ時期 10月～11月		
活動計画	農地の利用状況調査	調査方法	管内全域を調査区域とし、道路からの目視による巡回調査を実施する。 調査にあたっては区域を新城・鳳来・作手の3地区に区切り、農地利用最適化推進委員及び農業委員が主体となって実施する。
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期 10月～11月
	その他	・人・農地プランの実質化に伴う集落座談会などの場において、耕作放棄地を地域の課題として共有し、解消方法について探る。 ・非農地判断の推進計画をたて、具体的な実務を推進する。	

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 2,750 ha	違反転用面積(B) 0 ha
課 題	遊休農地の増加が違反転用を助長することになり、農地の確保・有効利用を図るまでの課題となっている。 農地法制度の認知度が低いため、広報等により周知する必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	通常業務としての農地パトロールを強化・徹底するとともに、年2回(7月・1月)発行の農業委員会だよりや市広報等を利用して農業者へ周知し、違反転用を未然に防止する。 違反転用を覚知した際には、随時聞き取り調査を実施し、是正指導を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入